



連協道路ニュース

発行 横浜環状道路(圏央道)対策連絡協議会 事務局
Tel 090-4825-7174 <http://renkyoueditor.web.fc2.com/>
Mail: renkyoueditor@mail.goo.ne.jp

第 391 号

(創刊 1988.12.14)

2022.04.03.

シールドマシン故障に関し 国交大臣、他へ要請書送付

桂台トンネル掘進中のシールドマシン故障は、製造工場で組み立て時にボルトを締め過ぎたことで発生したが、「過去に同様の事故がなかったため、締め付けトルクの管理値を設けていなかった。」と WEB 記事で報道された。製造業でボルトの締め付けトルク値を設定せずに組み立てることは手抜き作業であり、今回故障したマシンだけでなく国内で稼働している全てのマシンが欠陥品ということになる。

3月22日に連協会長名で、国交大臣には道路だけでなくリニア新幹線も含めた全てのマシンを、NEXCO 東社長へは東京の外環道で使用しているマシンを、横浜国道事務所長へは笠間トンネルと横浜湘南道路で使用しているマシンを対象に即時停止と全駆動モーターの点検及び防止策を取るよう要請した。更に、マシンを製造した JIM テクノロジー社長へは前述の WEB 記事の内容を認めるかどうか、認める場合はリコールを申し出て修理をする意思があるかどうかを糺す質問書を送付した。

桂台トンネル騒音・振動・低周波音 被害状況聞き取り調査開始

前号ニュース第 390 号で今年 1 月に行った被害状況調査の結果をお知らせしましたが、健康被害を訴えられた 10 軒の方と家屋の変状を訴えた 16 軒の方につきまして今後調査グループ員が直接聞き取りをさせていただきます。ご協力ください。

2月14日に掘進を再開したシールドマシンは、1ヶ半月で湘南桂台の「あさもや緑道」近くまで進んでいます。道路に立っていてもマシンの騒音も振動も聞こえませんが、室内ではドンドンと振動が伝わってきます。

沿線の方から苦情が現場事務所へ寄せられた為、夜間の掘進を午前 3 時までから午後 11 時まで縮めたり、3月20~21日の連休は休止したりと事業者は対応に追われています。今後も騒音・振動が酷いと感じた時は遠慮せず現場事務所へ電話願います。電話番号は 392-3985 (24 時間対応)。

被害状況調査グループでは湘南桂台沿線を 3 ブロックに分けてアンケート調査を進めます。最初は「あさもや緑道」までを 4 月 17 日、2 回目は「ゆうもや緑道」までを 5 月 8 日期限で実施します。その後は桂台第 4 公園まで期日はマシンの進み具合で決めます。

3月2日、調布から市民科学研究室の上田先生と電通大学の石垣先生を招いて第 2 回調査グループ会合を開きました。精密振動計を使ってマシンの騒音・振動を測定することになり、3月11日電通大の研究室の助手さんがやって来て計測しました。連協からは会長、事務局長と調査グループの大橋が立ち会いました。

次回調査グループ会合は 4 月 19 日 (火) に調布の外環沿線の方々と情報交換会を開催します。(桂台トンネル騒音・振動・低周波音被害調査グループ)

対外活動報告

- 03/04 桂台トンネル故障原因説明を NEXCO 工事長に要請 (会長他 3 名、
於：神戸橋現場事務所)
- 03/11 桂台トンネル掘削時の振動測定
(電通大学石垣特任準教授の協力)
- 03/07 井上さくら議員にレクチャア
(市議会事務所 会長)
- 03/11 井上さくら市議議会質問(裏面参照)
- 03/17、28 栄区区政推進課打合せ (会長)
- 03/26 全国道路連緊急会議 (zoom 会長)
- 03/30 質問回答会議 (西ヶ谷)

井上さくら議員の質問 第2弾

3月号でお伝えした横浜市議会の建築・都市整備・道路委員会で、再度3月11日に井上さくら議員が4年度予算に関連して横環南について厳しい質問を道路局に対して行いました。

シールドマシン事故により半年工事が中止した件につき説明を求めましたが道路局は十分に理解しておらず NEXCO の発表を繰り返すばかりで、最後に道路局長が改めて詳細に調査し回答するとの約束を取り付けました。

又、「釜利谷での自然換気で横環全体の4割の排ガスが無処理のまま排出されるのは極めて問題であり、近隣住民からも提起されており横浜市は事業者は4号線の上部と同じように蓋掛け等の検討をすべきである」と迫り、上記問題と同様に道路局長から「詳細のデータを持っていないので NEXCO からよく聞いて地元等に説明したい」との回答がありました。

このやり取りは「横浜市議会中継」としてビデオがいつでも web から見られますので是非皆様もご覧頂きたくご案内します。

(会長 比留間)

東京外環シールド工事差し止め仮処分申立 一部区間工事差し止めを決定(2月28日)

TV、新聞等で多く取り上げられました。が、仮処分決定は申し立ての「気泡シールド工法による掘削は行ってはならない」とするもので、危険な工事の違法性を認めた画期的な意義を持つ司法判断です。

(外環道での主要経緯)

- 2014年3月 関越道練馬 JC から東名東京 JC 間を大深度法の適用による都市計画事業承認認可。直ちに異議申し立てするも2017年5月棄却。
- 2017年12月 東京外環道の事業の認可取り消し訴訟(事業の無効確認)を提訴。
- 2018年5月 シールド機後続台車接続等の初期掘進中に世田谷区の野川で水面に酸欠気泡が噴出。工事中断し半年ほど調査・検討後、世田谷区区間だけは気泡を使用しない工法で2019年1月から再開。

- 2019年9月 気泡噴出は練馬区白子川、2020年3月調布市と狛江市の野川で発生。
- 2020年5月 工事差し止め仮処分申立て(致死レベルの酸欠空気が地上の地下室などに噴出は命の危険がある)。
- 2020年10月 調布市のトンネル上部の道路と住宅地地面が5mも陥没。その周辺でも3つの空洞、地盤沈下や住宅などの損傷が確認され事業者は2年間工事中断を公表。現在は工事中断中でトンネル上部(3500㎡)の地盤改良工事を行うとして、地上の住居約30戸の一時立ち退き解体が始められようとしている。
- 2022年2月28日 東京地裁は工事差し止め(一部区間)の仮処分決定
- 2022年3月 東京高裁に即時抗告(判決は練馬 JC からの約7km区間等が除外されており、危険性は同一であり「除外は不当」)。

横環南線では

気泡シールド工事は桂台、笠間公田トンネル工事でも行われている工法です。東京外環道での陥没・地盤沈下・建物等の損傷の事例はトンネル工事はやってみなければ解らない、安全である保障はどこにもないことを示していると思われまます。ご自宅の建物・地盤に注意を払われ(記録しておくことが重要)、トンネル掘削が行われている最中、その後において変化が現れた場合は直ちに事業者クレームと点検調査を行わせることが肝要と思料されます。

(事務局長 長谷川誠二)

道路全国連 緊急幹事会 開催!

ニュース等でご承知のように、東京外環道のシールド工法による工事が東京地裁で一部差し止め決定がなされました。これを受け道路全国連では憲法上からも日本全体の問題でもあり、急遽政府に要請書を提出すべきとの見解から3月2日にzoom会議を開催しました。4月中に正式発表し国会での審議を要請する予定です。

コロナにより全国連の活動が制限されていましたが、公害総行動や秋には全国交流集会を開催する方向で検討が始まります。

(会長 比留間)